

【特集】税の申告はお早

確定申告

めに

申告期間

2月17日(月)～3月17日(月)

確定申告書を作成される人へ～国税庁ホームページ～

「確定申告書等作成コーナー」
で「申告書」が作成できます！

国税庁ホームページ



金額等を入力してね



自分で簡単に
申告書が作成できる

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などが作成できます。

作成が終わったら…

印刷して郵送等で提出



書面提出

作成した申告書等のデータは、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

インターネットで送信



e-Tax

国税電子申告・納税システム
電子送信するためには、公的個人認証付住基カード等が必要です。

所得税・市県民税の主な変更点

「復興特別所得税」が創設され、
「市・県民税均等割額」も
特例として引き上げられます

平成23年12月2日に公布されました「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、「復興特別所得税」として所得税額の2.1%が課税されます。また、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年度から平成35年度までの10年間、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について、地方税法の特例が定められ「市・県民税均等割額」にそれぞれ500円が加算されます。

島原税務署からのお知らせ

平成25年分の申告期限と納期限

- 所得税・復興特別所得税・贈与税………3月17日(月)
- 個人事業者の消費税および地方消費税…3月31日(月)

島原税務署では、確定申告相談会場を2月7日(金)から開設します(土日、祝日は休み)。受付時間は、午前9時から午後4時です(受付終了間際は大変混雑しますので、お早めにご来場ください)。

今年も所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。6、7ページの日程で、申告・相談の受け付けを行います。早めの準備をお願いすると共に、やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします(土日は休みとなります)。

市県民税の申告

平成26年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、次の①から③に該当する人を除き申告が必要です。所得証明書など公的証明書の発行のため、また国民健康保険加入世帯は、保険料減額判定のため、申告が必要です。収入がない場合も、必ず申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

- ① 税務署へ確定申告をした人
 - ② 前年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が南島原市に提出されている人
 - ③ 前年中の所得が公的年金だけで、年金支払者から公的年金等支払報告書が南島原市に提出されている人
- ※②、③の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、申告が必要です。

所得税の確定申告

次に該当する人は申告が必要です。

- ① 平成25年中の合計所得が、各種所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計を超える人
- ② 給与の年収が2,000万円を超える人
- ③ 土地や建物などを売った人
- ④ 1カ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
- ⑤ 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計が20万円を超える人

消費税に関する相談会の実施

- 受付時間：午前9時～午後4時
- 受付会場：確定申告会場と同じになります。

期 日	受 付 会 場
2月17日(月)	加津佐総合福祉センター「希望の里」
2月18日(火)	口之津庁舎
2月24日(月)	南有馬庁舎
2月25日(火)	西有家庁舎
2月28日(金)	有家庁舎

申告に必要なもの

- 印かん
- 源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- 収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要と思われる書類
- 控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の支払証明書、医療費領収書など(医療費控除を受ける場合は、個人別、病院別に領収書を仕分けしてください)
- 金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)

確定申告で不明な点は、税務署や市役所税務課または各支所で記載方法などの相談を行っていますので、必要な書類を準備してお越しください。毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。早めに申告書の提出をお願いします。

問 税 務 課 ☎050(3381)5023

島原税務署 ☎0957(62)3281(自動音声でご案内します)

- 確定申告に関するお問い合わせは「0」
- 国税に関する一般的なご相談は「1」
- 税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合は「2」

最優秀賞

わる口は きかない 言わない 広めない

【小学生低学年の部：本多 いぶき(白木野小学校)】

平成25年 第7回 南島原市人権啓発標語入賞作品

人権啓発活動の一環として人権標語を募集したところ、市内の小中学校を中心に多くの応募がありました。[敬称略]

広報 南島原 2014.2